

MEPS 2.1システム支援ソフト使用許諾契約書

以下に加藤エムイ - ピ - システム (以下当社とします。) の、MEPS (以下本ソフトウェアとします。) の使用許諾に関する契約書を記します。この契約書に同意されない場合は、本ソフトウェア製品のインストールを禁止します。

1. 本ソフトウェアの転売、複製の禁止

本ソフトウェアを当社に無断で転売する事は出来ません。又、インターネット、電子メールをも含めて、いかなる記憶媒体にても本ソフトウェアを複製する事を禁止します。

2. 本ソフトウェア配布CDによるインストールの制約。

本ソフトウェアCD 1枚に付き、1つの事業所 (事業部、支店を1つとします。)

又は、一人のお客様のパソコン3台までインストールできます。

但し、パソコンの買い替えによる再インストールは許容します。又、同一社内LANネットワークにて利用する事ができます、その場合はパソコン10台までとします。

3. アプリケーションソフトの配布

本ソフトウェアによって開発されたアプリケーションソフトはMEPSコントローラにて動作させる事が出来、そのアプリケーションソフトのソースプログラムはお客様は、納入先顧客にMEPSコントローラと共に、リスト又はフロッピー、CD等、記憶媒体にて配布してもかまいません。その場合、納入先顧客が直接、ソースプログラムを変更してMEPSコントローラを使用する場合は、納入先顧客もMEPS本ソフトウェアの購入が、前提条件となります。

4. 免責事項

当社は、お客様の本ソフトウェア使用による、MEPSコントローラの動作結果、及び更なる転売による動作結果から生じる事故、損害について一切責任を負いませんし、紛争又は訴訟について、お客様は当社を免責、保護、補償するものとします。(弁護士費用についての免責、保護、補償も含まれます。)

5. レンタル

お客様は本ソフトウェアをレンタル、リース又は貸与することは出来ません

6. 解除

お客様が本契約書の条項及び条件に違反した場合、当社は他の権利を害する事なく本契約を終了する事が出来ます。その時お客様は本ソフトウェアを破棄しなければなりません。

7. 輸出規制

お客様は本ソフトウェアを日本、米国の輸出規制の対象国、個人、法人、エンドユーザに輸出を禁止します。

以上の項目について、熟読された上、同意されるならば、チェックスイッチをクリックをして下さい。そうでないならば、コンピュータ上へセットアップされません。